

平成 29 年度第 2 回かながわ食の安全・安心基礎講座 質疑応答概要

質問

日本に入ってくる輸入食品について、輸出国では使用が認められているが、国内では認められていない農薬等を使用した食品(例として柑橘類の防カビ剤)が流通していることがあるかと思うがいかがか。

回答

輸入品についても国内の基準を遵守していただくことになっている。具体的には、輸出国に対して、国家間で事前に国内基準を周知し、国内基準を満たさないものは輸入できないとしている。また、過去に違反事例があった項目については、適正な検査結果が得られてからでないとは輸入はできない。ただし、輸出国から、安全性に関する科学的根拠が示された場合には、基準が変わることもある。

質問

昔、食器用洗剤を薄めたものが、アブラムシの防除に効果があると聞いたことがあるが、あれは農薬なのか。

回答

食器用洗剤は農薬ではない。食品として流通させる農作物の病害虫の防除には、登録のある農薬や特定農薬(食酢や重曹等)を使用しなければならない。また、食器用洗剤を食器等の洗浄に使用する場合、流水で洗い流すことを前提にしており、病害虫の防除等、誤った方法で使用することは危険である。

以上